

定期試験受験上の注意事項

- (1) 試験の教室・時間をよく確認してください。通常と異なる教室、曜日・時限で試験を実施する場合があります。
- (2) 試験室での着席は、監督者の指示に従ってください。
- (3) 試験開始後、**20分**を経過した場合は、試験室に入室できません。
- (4) 受験の際は、学生証を机の上に提示してください。学生証を忘れた場合は、教務課で仮受験票の発行を申請し、仮受験票を机の上に提示してください。
- (5) 試験時間中に机の上に置けるものは、以下の通りです。

- ✓ 学生証
- ✓ 筆記用具（鉛筆・鉛筆キャップ・鉛筆削り、シャープペンシル、消しゴム、ボールペンなど。）
- ✓ 時計（ただし、辞書・電卓・端末等の機能を有するもの（もしくは、機能の有無が判別しづらいもの）は不可。）
- ✓ 眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー
- ✓ その他、持ち込みが許可されているもの

※持ち込みが許可された試験では、持ち込んだものを貸し借りしてはいけません。

- (6) 以下の電子機器は、電源を切り、かばんの中にしまってください。
 - ✓ 通信可能な電子機器（スマートフォン、ノートパソコン、タブレット、携帯電話、ウェアラブル端末など）。あるいは、通信機能の有無が判別しづらい機器。
 - ✓ 音響機器（イヤホン・ヘッドホン、ICレコーダー、音楽プレーヤーなど。）ただし、補聴器類は、**監督者の許可を得て**、使用することができる。
- (7) 試験開始後は、試験終了時刻まで、試験室を退出できません。体調不良や、トイレに行きたくなった場合などは、退出することはできますが、再入室はできません。退出を希望する場合は、試験監督に申し出たうえで、試験問題・答案用紙などを机に置いて退出してください。
- (8) 試験で使用した答案用紙は必ず提出してください。試験室の外に持ち出してはいけません。
- (9) 上記のほか、監督者の指示がある場合は、それに従ってください。
- (10) 本人の責によらない、やむを得ない事由がある場合（天災・非常災害、公共交通の

突発事故、負傷・病気等) は、追試験の申請が可能です。

ただし、当該科目的試験終了時刻までに、教務課に電話 (083-252-0289) で連絡しなければ追試験の対象とはなりません。(事後連絡は認めません。)
また、診断書等追加の確認資料を求めることがあります。

(II) 以下の行為は不正行為になります。

1. 他の受験者の答案や、持ち込みが許可された物品以外の、科目に関連する資料・メモ・コピー等を見る行為
2. 試験時間中に、他の学生から試験に関する情報を教わること、もしくは他の学生に試験に関する情報を教えること。
3. 持ち込みが認められていない電子機器を操作したり、身に着けたりしていること。
4. 持ち込みを許可されている科目で、当該物品の貸し借りを行うこと。
5. 試験終了前に、試験問題を試験室から持ち出すこと。
6. 答案用紙を提出せず、試験室から持ち出すこと。
7. 他の学生の不正行為を助けること。
8. その他、監督者の指示に従わないこと。

不正行為を行った場合は、学則第 44 条の規定により処分され、奨学金の受給中止、授業料減免の対象外となる場合があります。また、当該学期に履修登録しているすべての科目が失格となります。

下関市立大学 学務部教務課

Tel:083-252-0289